

**鎌倉市都市景観条例施行規則の改正（案）について
皆さんの意見を募集します。**

平成 19 年 12 月に行った鎌倉市都市景観条例（以下「条例」という。）の改正により、景観形成の詳細なルールを定めた地区（景観形成地区、特定地区、景観地区）において、市長の認定を受けた地元協議会（景観形成協議会、特定地区景観形成協議会、景観地区景観形成協議会）が設立されている場合、地区内で建築行為等（規則で定める行為）を行うときは、当該協議会に事前に意見を聴くことを義務付けました。

このたび、北鎌倉景観地区の一部（JR 横須賀線北鎌倉駅から明月院踏切までの約 0.9 ha。以下「北鎌倉東地区」という。）（別図のとおり）において、条例に基づく景観地区景観形成協議会（以下「北鎌倉東地区景観形成協議会」という。）が 7 月 1 日付けで市長の認定を受けたため、条例施行規則を改正し、北鎌倉東地区内で事前の意見聴取が必要な行為を定めるものです。

鎌倉市都市景観条例施行規則の改正（案）の概要は以下のとおりです。

景観地区制度を市との協働で効果的に運用することを目的に、北鎌倉東地区で建築物の建築等を行う場合、景観法第 63 条第 1 項又は第 66 条第 2 項の規定による申請等及び建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築物に関する建築確認申請等をする前に北鎌倉東地区景観形成協議会の意見を聴くことを定めます。

北鎌倉東地区景観形成協議会の区域内において事前協議が必要となるのは建築物の建築等（建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更）で、景観法第 62 条及び条例第 16 条の規定に基づき、次の行為は適用除外とします。

他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠

仮設の建築物又は地下に設ける建築物

建築物の新築、増築、改築又は移転で当該行為に係る部分の高さ（増築の場合は増築後の高さ）が 5 m 以下で、床面積の合計が 10 m²以下の建築物

建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が 10 m²以下の建築物

この条例施行規則の改正案に対して市民の皆さんのご意見をお寄せください。

【ご意見の提出方法】

窓口へ直接又は郵便、ファックス、電子メールで 8 月 31 日（日）（必着）までに
鎌倉市 景観部 都市景観課へ。

【ご意見の提出先】

都市景観課 電話 0467(61)3477

FAX 0467(23)3247

電子メール keikan@city.kamakura.kanagawa.jp

